

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	京都市 児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都市は、児童扶養手当事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

京都市長

公表日

平成30年4月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	・児童扶養手当法に基づき離婚等により父又は母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭の親、又は配偶者に重度の障害のある親に手当を支給している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。①児童扶養手当の受給資格の確認、②児童扶養手当支給額の決定、③住所、氏名、支払先金融機関、同居者の増減、所得の変更等の受給者情報の変更を確認 なお、事務のうち、現況届事前送信事務については、電子申請の受付も行う。
③システムの名称	児童扶養手当システム、マイナンバー連携システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の37の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 情報提供 (1)番号法第19条第7号 別表第二 第13、16、26、30、47、64、65、87、116項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、19条、35条、36条、44条 2 情報照会 (1)番号法第19条第7号 別表第二 第57項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
②所属長	子ども家庭支援課長 村井 清則
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	京都市総合企画局情報化推進室 情報公開コーナー 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL 075-222-3215
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課 〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階 TEL 075-746-7625

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

変更箇所

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]